

5PIC「近づくための方法」をヒントに

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等種類・内容・量(頻度・時間)提供事業者名	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	生活を支える「3領域」「3要素」から考える。 ※下欄参照 急ぐこと、急がないことの優先順位をつけましょう。	本人のニーズを相談支援専門員の立場からとらえなおし、支援の側の目標としてどのように支援するのかを記載しましょう。 (〇〇します。などの語尾)	段階的に達成できる時期で。 〇年〇月	公的サービスだけでなくインフォーマルサービスも記載しましょう。 すでに本人が取り組んでいることや本人の気持ち動くようなこと、楽しみになるようなことも記載できるとよいでしょう。	ストレングスが活かせるような、あるいは、本人の気持ちが動くような、エンパワメント(力)をさらに伸ばせることが本人の役割として記載できるといいでしょう。 本人が自分のこととして取り組めるような表現で記載しましょう。 専門用語は使わず具体的に記載しましょう。		具体的な支援のポイントやサービス提供者に配慮してもらいたいことを記載しましょう。 モニタリング必要性の根拠なども記載するといいいでしょう。 地域課題(不足しているサービスやネットワーク等)がある場合はこの欄に記載しましょう。
2	生活を支える「3領域」「3要素」						
	3領域	3要素					
	暮らし	住まい 日中活動 余暇					
	生活	医療 介護・介助 移動・外出					
3	後ろ盾	所得保証 相談支援 権利擁護					

サービス等利用計画案【週間計画表】									
利用者氏名(児童氏名)		障害支援区分		相談支援事業所名					
保護者氏名		本人との続柄							
障害福祉サービス受給者証番号		利用者住所		計画作成担当者					
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号							
計画開始年月									
	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動	
6:00	<p>変化の少ない、ずっとこのまま、と思うような、例えば入所施設に長く暮らしている方の場合は、その根拠を説得力をもって書くのは難しい。 【例えばこんな感じで・・・入所施設の場合】 今回の計画作成における着眼点としては、長年暮し続けた入所施設で、健康に配慮しながら楽しみを持って生活を継続することを基本としたが、一方で、これまで体験することのなかった暮らしの場や日中活動の場を見学する等の取り組みを通じて、本人が入所施設から地域生活へ移行していく動機付けを重視した。 当該サービスの支給決定根拠としては、何よりも現在の生活形態を維持継続することが最優先であるという判断によるが、当該サービスを通じて、今後、地域相談支援等につながる中で、新たな暮らしの場や日中活動の場に関心を持ちそうした目標に向かって意欲的に暮らしていける生活像がイメージできる。</p>								
8:00									
10:00									
12:00									
14:00									
16:00									
18:00									
20:00									
22:00									
0:00									
2:00									
4:00									
サービス提供によって実現する生活の全体像	<p>ここが支給決定の根拠となり、相談支援専門員の最も力の入れどころ。 なぜ、当該の障害福祉サービスの提供が必要なのか？そして、そのサービス提供によって、本人の暮らしがどのように描けるのか？または変化していくのか？を説得力ある文章で記載する。 市町村職員がここを読めば「なるほど確かに支給が必要だ」と思えるような記載を心掛ける。またそのサービスが必要な理由が、本人の障害に起因するのか、介護者の状態に起因するのか、地域の環境に起因するのかまで記載できるとよい。 フレーズとしては、計画作成における「着眼点としては・・・」「支給決定の根拠としては・・・」</p>								

サービス等利用計画案を作成する前に、計画作成の意味や大切にしなければならない視点を理解するために以下の説明をしています。

- ・把握したニーズに対し、それを充足するためにどのように社会資源を活用するかをまとめた「ケアプラン」を作成します。
- ・計画相談支援ではこの「ケアプラン」がサービスの支給決定において必須であり、名称を「サービス等利用計画（案）」といいます。
- ・「サービス等利用計画（案）」は、本人の意見を確認しながら一緒につくります。
- ・「地域自立支援計画であること」、「総合支援計画であること」、「将来にわたる計画であること」、「ライフステージを通した一貫計画であること」、「不足するサービスや資源を考える計画であること」、「ネットワークによる協働計画であること」が重要です。
- ・「サービス等利用計画（案）」における“等”には、障害福祉サービス以外のサービスやインフォーマルな社会資源も含まれます。
- ・サービス等利用計画案には省令で定められた7項目が記入されることが必須です。
- ・区市町村でよく使用される標準書式はあくまでも例示です。
- ・5 Pics に書き込んだ内容は、計画案にも対応しています。
- ・標準書式を使用する時は、初めから項目・書式にとらわれてしまわないようにすることが大事です。本人、連携する関係者の人たち（専門領域の人たちはもちろん、家族や地域の人たちなど）とも共有できるように、わかりやすい言葉、表現を心がけましょう。
- ・一方で、サービス等利用計画案は支給決定に必要な勘案事項として取り扱われるということも理解し、作成しましょう。

【参考】 初任者研修で使用する教材一覧

- ・講義資料
- ・相談支援従事者初任者研修テキスト
- ・演習ノート
- ・追加資料（架空事例で作成した資料）
- ・ワークシート（受講者が研修中に書き込み作成する様式）
- ・実習ガイダンス資料（実習についての説明と受講者が実習で書き込み作成する様式）